

令和元年5月8日開会  
令和 年 月 日閉会

令和元年 第2回

埜町議会臨時会提出議案

議案等番号	議 案 等 名	ページ
承認第 1号	専決処分について（専決第1号）	1
承認第 2号	専決処分について（専決第2号）	2
承認第 3号	専決処分について（専決第3号）	3
承認第 4号	専決処分について（専決第4号）	4
承認第 5号	専決処分について（専決第5号）	39
議案第38号	工事請負変更契約の締結について	43

承認第 1 号

専決処分について（専決第 1 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 8 日提出

埴町長 宮 田 秀 利

記

- 1 処 分 件 名 平成 30 年度埴町一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 処分年月日 平成 31 年 3 月 18 日

承認第 2 号

専決処分について（専決第 2 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 8 日提出

埴町長 宮 田 秀 利

記

- 1 処 分 件 名 平成 30 年度埴町一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 処分年月日 平成 31 年 3 月 31 日

承認第3号

専決処分について（専決第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

埴町長 宮田 秀利

記

- 1 処分件名 平成30年度埴町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 2 処分年月日 平成31年3月31日

承認第4号

専決処分について（専決第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

埴町長 宮田 秀利

記

- 1 処分件名 埴町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 処分年月日 平成31年3月31日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、埴町税条例等の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

埴町長 宮 田 秀 利

埴町税条例等の一部を改正する条例  
(埴町税条例の一部改正)

第 1 条 埴町税条例(昭和 34 年埴町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 普通税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 町民税</p> <p style="text-align: center;">(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項</u> _____ に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>本則</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 普通税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 町民税</p> <p style="text-align: center;">(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第 1 号に掲げる寄附金</u></u> _____ を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則(昭和38年10月1日条例第31号)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(削る)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則(昭和38年10月1日条例第31号)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された<u>第36条の3第1項の確定申告書</u>を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると</p>
--	--

<p>2 <u>前項の規定の適用が</u> ある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第</p>	<p>町長が認める場合を含む。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用がある場合</u>における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第</p>
--	---

<p>2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（個人の町民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等）</p> <p>第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 36 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第 36 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>（次項及び第 3 項において「<u>都道府県知事等</u>」という。）に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特</p>	<p>2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（個人の町民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等）</p> <p>第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 36 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第 36 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長</u> _____ に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特</p>
---	--

<p>例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には____、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定</p>	<p>例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定</p>
---	--

<p>する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第30項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第31項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第31項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第33項第1号ホ</u>に</p>	<p>する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第18項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第29項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第29項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第29項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第32項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第32項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第32項第1号ホ</u>に</p>
---	---

<p>規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第33項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>27 (略)</p>	<p>規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第32項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第32項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第32項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 <u>法附則第15条第46項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>27 (略)</p>
---	---

<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>7 <u>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住</u></p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 <u>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 <u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住</u></p>
--	--

<p>安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了</p>	<p>安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了</p>
---	--

<p>した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>13 (略)</u></p> <p><u>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p>	<p>した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>12 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<p><u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月</u></p>	
--	--

<p><u>31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 2 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第 16 条の 2 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p><u>4 法附則第 16 条の 2 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第 16 条 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1</p>	<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第 16 条 <u>法附則第 30 条第 1 項</u></p>
---	---

項後段の規定による車両番号の指定  
(次項から第4項までにおいて「初  
回車両番号指定」という。)を受け  
た法附則第30条第1項に規定する  
三輪以上の軽自動車に対する平成3  
1年度分

の軽自動車  
税の種別割に係る第82条の規定の  
適用については、当分の間、次の表  
の左欄に掲げる同条の規定中同表の  
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

(削る)

(削る)

に規定する  
三輪以上の軽自動車に対する当該軽  
自動車が初めて道路運送車両法第60  
条第1項後段の規定による車両番号  
の指定(以下この条において「初回  
車両番号指定」という。)を受けた  
月から起算して14年を経過した月の  
属する年度以後の年度分の軽自動車  
税の種別割に係る第82条の規定の  
適用については、当分の間、次の表  
の左欄に掲げる同条の規定中同表の  
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第  
2号に掲げる三輪以上の軽自動車に  
対する第82条の規定の適用につい  
ては、当該軽自動車が平成28年4  
月1日から平成29年3月31日ま  
での間に初回車両番号指定を受けた場  
合には、平成29年度分の軽自動車  
税に限り、次の表の左欄に掲げる同  
条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字  
句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
第2号ロ	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第  
2号に掲げる三輪以上の軽自動車  
(ガソリンを内燃機関の燃料として  
用いるものに限る。以下この条(第  
5項を除く。)において同じ。)に  
対する第82条の規定の適用につい  
ては、当該軽自動車が平成28年4

(削る)

月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
第 2 号イ	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
第 2 号イ	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた

場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
第 2 号イ	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
第 2 号イ	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月

場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設)

- 6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車

に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設)

- 7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月

31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
第 2 号イ	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 22 条 (略)

2 (略)

3 法附則第 56 条第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日

31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設)

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 22 条 (略)

2 (略)

3 法附則第 56 条第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日

<p>までに次_____に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 法附則第 56 条第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>特定仮換地等</u>（以下この項において「<u>特定仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。</p>	<p>までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名_____）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 法附則第 56 条第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>仮換地等</u>_____（以下この項において「<u>仮換地等</u>」_____という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>仮換地等納税義務者</u>_____」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>仮換地等の</u>_____」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>仮換地等に_____</u>対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>
---	---

第 2 条 埴町税条例(昭和 34 年埴町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 1 節 町民税</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所</u></p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 1 節 町民税</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p>	
<p><u>8</u> (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p>
<p><u>9</u> (略)</p>	<p><u>8</u> (略)</p>
<p><u>10</u> (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p><u>9</u> (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p>
<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の _____ 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>
<p>2~5 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>2~5 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>
<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは<u>单身児童扶養者である者</u>（以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者</u>（以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。）から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限りに、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の</u></p> <p><u>公的年金等の支払者</u>（以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。）から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払</u>を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限りに、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(町民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則(昭和38年10月1日条例第31号)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(町民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則(昭和38年10月1日条例第31号)</p> <p>(新設)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴</p>
--	---

<p>収の特例) 第 15 条の 2 の 2 (略)</p> <p>2 県知事は、<u>当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車</u>が法第 446 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) 又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。) の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等 (法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。)</u> に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 県知事は、<u>当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納税額 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪</u></p>	<p>収の特例) 第 15 条の 2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p><u>以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 (略) 2 (略)</p> <p>3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u> (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (表は省略)</p> <p>2 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 (略) 2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条_____に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定_____を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (表は省略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 32 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 33 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ (ロ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号イ (ハ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号イ (ハ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 32 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 33 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ (ロ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号イ (ハ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円

(新設)

第2号イ	3,800円	1,900円
(ハ) b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設)

第2号イ	3,900円	3,000円
(ロ)		
第2号イ	6,900円	5,200円
(ハ) a	10,800円	8,100円
第2号イ	3,800円	2,900円
(ハ) b	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 削除

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があるこ

<p><u>とを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>	
--	--

第 3 条 埴町税条例（昭和 34 年埴町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 普通税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 町民税</p> <p style="text-align: center;">（個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第 24 条 次各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」とい</p>	<p>本則</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 普通税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 町民税</p> <p style="text-align: center;">（個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第 24 条 次各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」とい</p>

<p>う。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>(これらの者が前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則(昭和38年10月1日条例第31号)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の</p>	<p>う。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____ (これらの者が前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則(昭和38年10月1日条例第31号)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p><u>左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

(埧町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 埧町税条例（平成28年埧町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>附 則(昭和38年10月1日条例第31号)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 <u>法附則第30条</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>附則</p> <p>附 則(昭和38年10月1日条例第31号)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、____、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u> <u>(次項から第4項までにおいて「初</u></p>

<p>_____に規定する三輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する<u>年度以降の年度分</u>の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p>	<p><u>回車両番号指定</u>という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する<u>平成 31 年度分</u>_____の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p>
---	---

第 5 条 埴町税条例（平成 30 年埴町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 1 節 町民税</p> <p>(法人の町民税)</p> <p>第 48 条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書（<u>第 10 項、第 11 項及び第 13 項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付し</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 1 節 町民税</p> <p>(法人の町民税)</p> <p>第 48 条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書（<u>第 10 項及び第 11 項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付し</p>



<p><u>地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u></p>	
<p>14 <u>前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを町長に提出しなければならない。</u></p>	(新設)
<p>15 <u>第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。</u></p>	(新設)
<p>16 <u>第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p>	(新設)
<p>17 <u>第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条</u></p>	(新設)

<p><u>の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>附 則(平成30年3月31日条例第15号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中埴町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(町民税に対する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則(平成30年3月31日条例第15号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中埴町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(町民税に対する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p>
--	--

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中埜町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中埜町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項に次の1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中埜町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の埜町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3 4条の 7第1 項	特例 控除対 象寄附 金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
附 則第9 条の2	特例 控除対 象寄附 金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）

	送付	送付又は埴町税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年埴町条例第 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の埴町税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付
--	----	--

4 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の埴町税条例（次項及び第 3 項において「32 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成 32 年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成 31 年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき埴町税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 32 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 32 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する 32 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書に適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の埴町税条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、平成 33 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 特段の定めのあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の埴町税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の埴町税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 5 号

専決処分について（専決第 5 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 8 日提出

埴町長 宮 田 秀 利

記

- 1 処分件名 埴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 処分年月日 平成 31 年 3 月 31 日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、埴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

埴町長 宮 田 秀 利

埴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

埴町国民健康保険税条例(昭和 33 年埴町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(課税額)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61 万円</u> とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>61 万円</u> を超える場合には、<u>61 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額</p>	<p>本則</p> <p>(課税額)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58 万円</u> とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>58 万円</u> を超える場合には、<u>58 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額</p>

<p>からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>28 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>51 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当するものを除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>（後期高齢者医療制度創設に伴う減免）</p> <p>第 24 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>27 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>50 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当するものを除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>（後期高齢者医療制度創設に伴う減免）</p> <p>第 24 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>旧被保険者に対する減免の期間は 2 年間とし、国保資格取得届により資格取得日以降の国民健康保険税について適用し、当該減免の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額については、所得、資産の状況にかかわらず、これを免除する。</u></p> <p>(2) <u>旧被扶養者に係る被保険者均等割については、次の割合によ</u></p>
---	---

	<p><u>り、これを減免する。ただし、減額賦課 5 割、7 割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。</u></p> <p><u>ア 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者 5 割</u></p> <p><u>イ 減額賦課 2 割軽減該当世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の 3 割</u></p> <p><u>(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割については、次の割合により、これを軽減する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、減額賦課 5 割、7 割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 9 号ロに規定する特定世帯をいう。）である場合は減免を行わない。</u></p> <p><u>ア 減額賦課非該当世帯 5 割</u></p> <p><u>イ 減額賦課 2 割軽減該当世帯 軽減前の額の 3 割</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の埴町国民健康保険税の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

工事請負変更契約の締結について

平成 30 年 11 月 9 日議会の議決を経た「工事請負契約の締結について」（平成 30 年議案第 56 号）にかかる、はなわこども園（仮称）新築工事の一部を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5 月 8 日提出

埴町長 宮 田 秀 利

記

変更前工事請負金額 金 977, 400, 000 円

変更後工事請負金額 金 986, 841, 300 円

変更による工事請負金額増 金 9, 441, 300 円

